

新潟県保険医会 FAXニュース 第108号

新潟県保険医会
〒950-0865
新潟市中央区本馬越 2-17-5
TEL (025)241-8625
FAX (025)241-4959

12月2日以降の保険証資格確認方法

政府は、12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行を停止し、順次、新たな資格確認の方法に移行させる方針です。現場では12月から保険証が即座に使えなくなるかのような誤解と混乱も広がっています。

以下に12月からの資格確認の方法をまとめました。

1. 被保険者証

12月以降も有効期限内は使えます!



【全ての医療機関対象】【目視での資格確認可】

- ・2024年12月2日以降は新規発行されない
- ・2024年12月1日までに発行された保険証は、住所や職場の変更等で切り替えを要する場合を除き、有効期限が切れるまで使用可能

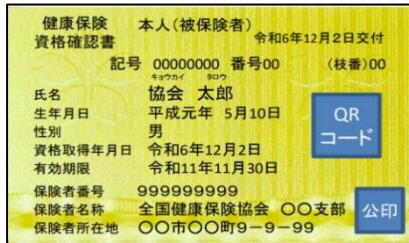
国保 2025年7月末まで

後期高齢 2025年7月末まで

社保 2025年12月1日まで

- ・現時点で最も安定・確実な資格確認の手段。急いで返還・破棄する必要はない

2. 資格確認書



【全ての医療機関対象】【目視での資格確認可】

- ・マイナ保険証の利用登録のない全ての人を対象に、当面の間、各保険者から申請によらず自動で交付される
- ・有効期限は5年以内
- ・今後、申請方式に変更になる可能性もある
- ・形態は現行の保険証とほぼ同じ

3. マイナ保険証 **登録解除も可能!**



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・被保険者情報と紐づけたマイナンバーカード
- ・資格確認に必要な「電子証明書」は有効期限5年
- ・2024年12月以降は、電子証明書の有効期限満了から3か月間は資格確認が可能となる
- ・マイナ保険証としての登録を解除し、資格確認書を受け取ることもできる ※3 ページを参照

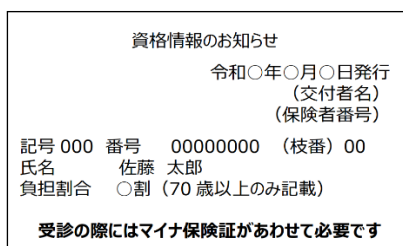
4. 顔認証マイナンバーカード



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・通常のマイナンバーカードの管理が困難な人向けに暗証番号を無効化し、保険証機能のみに特化したもの
- ・表面追記欄に【顔認証】と記載。ここで見分ける
- ・本人確認は顔認証または目視確認により行う

5. マイナ保険証+資格情報のお知らせ



【全ての医療機関対象】

【カードリーダーが使用できない場合の方法】

- ・「資格情報のお知らせ」は資格情報が掲載された文書
- ・「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証とを併せて目視で確認し資格確認できる

マイナ保険証の解除申請について -患者さんご加入の保険者に問い合わせ・申請を-

政府は、今年10月からマイナ保険証の利用登録解除が可能になっていると案内しています。「解除申請書」の様式も示されており、患者さんからの申請を各保険者で受け付けることとなっています。解除後の資格確認には資格確認書を用いることになります。

マイナ保険証では暗証番号の管理や情報漏洩を心配される患者さんも少なくありません。マイナ保険証の解除を希望した患者さんには保険者に問い合わせ・申請できることをご案内ください。

保団連HPでも
情報をまとめ
ています。



外来感染対策向上加算の経過措置は12月末まで 忘れずに再届出を

2024年6月の診療報酬改定で、外来感染対策向上加算(月1回・6点)について、「都道府県知事の指定を受けた第二種協定指定医療機関(発熱外来に対応するもの)であること」が施設基準の要件に追加されました。

これについて、今年3月31日時点で外来感染対策向上加算の届出を行っていた診療所であれば、12月31日までは基準に該当するものとみなす経過措置が設けられています。

県との医療措置協定の締結、それを踏まえた第二種協定指定医療機関の指定がまだの医療機関は、期限までに手続きが必要です。手続きに時間を要する場合がありますので、お早めにご確認ください。

また、上記経過措置の対象となる医療機関であっても、新潟県と「第二種協定指定医療機関」の協定を締結し要件を満たした上で、12月31日までに厚生局新潟事務所へ「外来感染対策向上加算」の施設基準についての再届出が必要となりますのでご注意ください。

直近に出された疑義解釈について 医療DX 加算初診・往診時に併算定可

直近に出された厚労省疑義解釈をお伝えします。疑義解釈(その14)では、医療DX推進体制整備加算について、初診往診の際に加算した場合でも算定できることが明示されました。

■厚労省 事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その14)」(令和6年11月5日)より抜粋・一部改変

(問) 初診料の「注16」に規定する医療DX推進体制整備加算について、初診料算定時に往診料を併せて算定する場合も算定できるか。

(答) 算定可能。

(問) 生活習慣病管理料(I)の「注3」及び生活習慣病管理料(II)の注3の加算(※事務局注:生活習慣病管理料における血糖自己測定指導加算)については、「血糖試験紙、固定化酵素電極、穿刺器、穿刺針及び測定機器を患者に給付又は貸与した場合における費用その他血糖自己測定に係る全ての費用は当該加算点数に含まれ、別に算定できない。」とされているが、皮下グルコース用電極に係る費用は別に算定できるのか。

(答) 算定不可。

■厚労省 事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その13)」(令和6年10月28日)より抜粋

(問) 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)(※事務局注:「保険診療便覧2024年6月版」484頁掲載)の「8 その他」において、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること」とされている。日本ヘリコバクター学会の「H. pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2024 改訂版」においては、H. pylori の感染診断について「尿素呼気試験(UBT)、迅速ウレアーゼ試験(RUT)、(中略)はプロトンポンプ阻害薬(PPI)、カリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)の影響を受けるので休薬して実施する。その他の診断法はPPI内服のまま実施できる。」とあるが、当該通知2(1)で掲げられている感染診断の検査法のうち、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑥糞便中抗原測定又は⑦核酸増幅法をプロトンポンプ阻害薬(PPI)又はカリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)を休薬せずに実施した場合、当該検査の費用は算定できるか。

(答) 算定できる。